

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成27年度第4回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成27年8月21日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
大谷由美子，高井美智明，宮内久江，吉田勉，吉成俊勝（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
磯崎和廣，小川喜実，川上悟，堀野辺直，山田政則，深谷晃一，吉川彩美，
佐々木信也，飯島智，荻沼学，弓野憲一，宮内一樹
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・平成27年度事務事業の評価（継続評価）について
2年目評価（5事務事業）（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・「不納欠損」措置のポイント
 - ・水戸市債権管理マニュアル事務取扱詳解抜粋
- 9 発言の内容
 - **事務局** 本日は，お忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので，平成27年度第4回水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。本日は，2年目評価の5事務事業につきまして，御審議いただきます。各事務事業の担当課に出席していただきますのでよろしく願いいたします。今日は___委員から不納欠損について資料をまとめていただいております。それでは進行につきまして___委員長，よろしく願いいたします。
 - **___委員長** 本日は，2年目の評価なのですがけれども，先ほど案内があったように，昨日，不納欠損について議論して，市のほうでどのような扱いになっているのか等，不明な点がありましたので，評価の担当の方にはいらしてもらって申し訳ないのですけれ

ども、評価に入る前に、____委員から昨日問題になった点も含めて、参考として各委員に周知、理解をお願いしたいという申出がありました。右肩の上の方にお名前があるのが____委員に作成していただいた資料です。その他に、水戸市債権管理マニュアル事務取扱詳解の写しを頂きました。早速解説をいただきながら読むということでお願いします。

- ____委員 今回、滞納整理事務について、去年は延滞金の話をさせていただきましたけれども、今年はヒアリング等をしていると不納欠損がかなり重要になってきました。例えば、不納欠損というのはどの資料にも書いてありますが、最初で言うと下水道事業負担金を見ていただきたいのですが、3の赤い付箋が貼ってあるものですが、資料で言う一番後の方に平成26年度決算とあって、不納欠損はCで出てくる。全ての資料に書いてあるが、下水道受益者負担金の話ですと、Cは790万円となっているが、別な所で聞いたのは、不納欠損はどうなっていますかとお聞きしたところ、不納欠損していますということだけだったので、債権が消滅した後に会計的な手続として行うのが不納欠損ということなので、不納欠損は債権をなくすわけじゃないということを基本的には認識いただく必要があるかなと思います。

水戸市のマニュアルにもあるが、明確に債権の消滅というものと不納欠損というものを分けて書いてあります。(1)債権の消滅、時効、権利放棄、払った場合、そういうことが消滅されて、例えば貸している場合、市の債権がなくなったというのが1番で、2番目に会計上として不納欠損にするということです。法律上の言葉ではなく、会計上の言葉ということなのです。不納欠損により債権がなくなったのではなく、債権がなくなったことにより不納欠損するというのが正確です。

では、不納欠損でどういうことが生じるのかというと、私が整理したものですが、不納欠損は法律上の規定に基づく措置じゃなくて、既に調定されたものが、もう取れないという時の、決算としての取扱いであって、不納欠損は消滅した債権に対して行われるものであるので、不納欠損により債権が消滅することはあり得ないということです。ヒアリングしていると混同している懸念があったので、整理して確認しました。未収金というお金、入ってこないお金が滞納処分になったり時効でなくなったりするわけですが、徴収を停止するというのがどんな債権でも必要な手続になっています。それが終わった後、次の未収金の欠損措置ということで不納欠損にする際には、原因が大きく分けて五つあります。

一つ目は、収税課あるいは他の所でもやっているような滞納処分する債権については、地方税法の規定が全てにかかってきて、お金がない人に滞納処分できないので、滞納処分を執行停止します。執行停止した後に3年経って同じような状況の場合には、納付期限が消滅する。時効と関係なく、滞納処分を執行停止して3年経てば強制的に債権がなくなる。だから、それを理由に消滅したので、不納欠損になるものです。

二つ目は時効です。2年とか5年とか、あるいは10年とかあるが、時効が完成すれば、そして相手方が援用すれば、いずれにしろ時効が完成して、それを理由として債権が消滅して不納欠損になるものがあります。

三つ目は、お金がない人がいれば、地方自治法の施行令で履行延期の特約というものをやってもらうことになります。特約後に10年経っても同じような状況の場合には、免

除ができる。議会の決議が必要なしにですね。

四つ目は、自発的に自治体のほうでお金を取れないだろうということで、権利を放棄する場合があります。これは原則では議会にかけて、地方自治法 96 条 10 号なのですけれども、これは基本的には一人一人、この人はお金がないから議会で可決して債権放棄しましょうとはあまりやらないので、1 から 3 の方法で行くか、4 の②で水戸市においては債権管理条例というものになっている。例えば、法人決算決議をしたとか、死亡したとか、あるいは限定承認だったとか、そういうような時を限定して1 で消滅もあるが、2, 3, 4 などが具体的になってくるのですが、これについて債権を放棄することができる。これにより市長の判断でできる。だから議会の可決が必要ないわけですが、ただ、第2項で最終的に債権を放棄してゼロになったが、ゼロにしたと議会に報告するのが水戸市の条例である。

個別法、条例でお金がない人については減免する規定がありますので、それは個別法にいくということで、大きく分けて1 から 5 のパターンがあり、初めて債権が消滅して不納欠損するというのが行政の手続になっています。先ほど言った不納欠損は1 から 5 のどこから来るかを確認していったわけで、各課であまり整理されていないという印象がありましたので御報告させていただきました。以上です。

- **委員長** 私の方からも補足を申し上げますと、昨日までの間でどうして不納欠損になったのか、原因と結果が逆になっているようなお答えがあったということですよ。会計処理上の問題があったので結局債権放棄しているような感じとか、お金の回収を諦めましたということがありました。そうではなくて、1 から 5 の手続を担当課や市がやって初めて、会計処理上不納欠損という処理をするということです。その関係性が質問の中で不明確な部分があったということです。各委員の方、御質問があれば。今回の最初の案件でも不納欠損が生じておりますけれども、全ての所で、もちろん滞納整理事務なので、大体関係しております。参考までにまとめていただいて、不納欠損の発生事由が五つのパターンしかなく、どれかで必ずやっているはずということです。そうでなければ不納欠損になっていないということになります。担当課が1 から 5 のパターンのどれか認識しているのか、識別するのが重要であろうということが、前日までの我々の判定の中でにわか問題点として浮上してきたということです。これはこれでよろしいでしょうか。もともと議事次第になかったものなので、資料も今日当日配られたものなので、御質問等あれば次回にお願いします。この件については以上です。

以降は、議事次第に基づいていこうと思います。初めに、市税滞納整理事務につきまして、昨年度の評価について改善いただいたと思うのですが、簡潔に御説明をいただいて、その後 25 分をめぐりして、質疑応答して、我々の評価という段取りでお願いしたいと思います。各委員の皆様、この進め方でよろしいですか。では、収税課の方から市税滞納整理事務の御説明をお願いします。

- **収税課** 1 年目評価の際に、改善目標として未処理案件の解消の話、処分執行停止後の財産追跡調査ということを目標として設定しました。その件についての経過について説明します。未処理案件の対応ということですが、第1回目の時のお話で、更に早期の財産調査に基づく処分と評価として進めました。財産調査を早期に実施して、その結果、差押え対象の財産が判明したら差押え執行、判明しなかったら処分執行停止という形で、

これを評価するというところで、実際、平成 26 年度決算時点で、差押え及び執行停止の措置をとった件数、市税、国保税に対して、前年比で市税 742 件、国保税 913 件の件数を増やしてございます。その分の反映も踏まえて、滞納者の数ですけれども、市税 23,659 人、これが前年比 1,886 人の減、国保税の滞納者 13,252 人、前年度比 1,024 人の減になってございます。そのように、どんどん早期に財産調査を行っております。

- **___委員** 今の説明はどこかに書いてありますか。
- **収税課** 書いてはいません。未収納案件についての回答の説明ですので。
- **___委員** 分かりました。
- **収税課** 執行停止後の財産追跡調査についても、執行停止した後も、その執行停止した案件についての財産を調査して適切に対応するというような目標が設定しました。これについては、収税課としては課税課、特に市民税課の方に、最新の課税資料ということで確定申告、給与報告書等を確認させていただいて、御指摘を踏まえて執行停止中を含む全滞納者に関する申告状況、申告所得額状況を確認するようにしています。仮に、無収入、所得がないような方で執行停止になった方でも、再就職や収入が復活したと判明した場合は、勤務先の特定、勤務先に給与照会を行うことによって執行停止に該当しないと判明した場合は、執行停止解除しています。このようなことを想定して財産調査追跡調査を行っております。1 年目評価を踏まえた対策の実施経過は以上でございます。
- **___委員長** ありがとうございます。それでは、各委員の方で御質問等ございましたらどうぞ。
- **___委員** 5 ページの一次評価、第 1 段落目で、財産調査実施後に差押えや執行停止を速やかに行うとありますが、昨年に比べて差押え、執行停止はかなり多くなっているのですか。
- **収税課** 市税と国保税と、両方収税課でやっております、差押え、執行処分合計としては、平成 26 年度決算として、市税 3,996 件、国保税が 3,775 件です。
- **___委員** 差押えと執行停止では、マイナス・プラスですね。
- **収税課** 市税は、差押えが 1,528 件、執行停止が 2,468 件、合計で 3,996 件です。平成 26 年度決算です。
- **___委員** 現年と比べて増えているのですか。
- **収税課** 合計の数値では 722 件増えていると。中身で見ますと、差押え件数が若干減って、逆に執行停止の件数が大幅に増えている。
- **___委員** 執行停止が増えているということですね。執行停止というのは、要するに滞納処分を執行停止するということですね。執行停止というのは、具体的にお金がないことが分かってということですね。
- **収税課** はい。
- **___委員** 執行停止をするのが増えたということは、今までよりも甘くなったということですか。
- **収税課** あくまでやることは変わっていません。調査の結果によって、当然給与で見ても法律で取り立てできる厳格な規定がありますので、それ以上のものであれば差押えということですし、そこまで行かなければ、差押え禁止額の範囲内となれば、差押えが不適格という明確な基準がありますので、それに照らしてできる場合は差押え、できな

い場合は執行停止としています。

- **___委員** 早めに対応しているということですね。分岐点が明確ということですね。漫然とやっていたものを厳しくやったということですね。
- **収税課** 処分の件数というよりも、徹底した財産調査の結果としてです。
- **___委員** それで増えたということですね。財産調査のやり方ですね。平成 25 年に比べると積極的にやっているということですね。
- **収税課** そうです。早期に実施するということを徹底しています。
- **___委員** 執行停止は、滞納処分をやめるということですよ。
- **収税課** やめるということです。1 年目評価の御指摘のとおり、執行停止後の追跡調査で、まず課税課の資料で執行停止している人も含めて、所得が復活していないかどうかを確認しています。
- **___委員** 復活していた場合もあったということですね。
- **収税課** はい。ありました。まず、調査する前に、催告を滞納者の方に話をして、話が見つかなければ勤務先の特定などで実態を調査しました。
- **___委員** 財産調査を積極的に行ったことによって、財産がないことが判明して執行停止します。3 年間の後に免除できますよね。免除になって消滅になって、不納欠損になる。昨年始まったものは3 年又は2 年残っていますよね。先ほどおっしゃっていた預金通帳を調べるのを強化したというのは、その前に執行停止しているものですか。
- **収税課** 執行停止は、預金の前に、執行停止の判断の前に、財産調査の一環としてやっていたものです。
- **___委員** 執行停止した後に漫然と何もやっていないのではないかとというのは、去年指摘させていただいたのですが、そうではなく何かやったということですか。
- **収税課** 課税資料の調査のほかに、執行停止になっている案件の中でも、国保税とかの保険証を持っている人は毎年新しく課税されるわけですし、やはりそういった場合に引き続き払えない人も多くいます。そういう人には、所得がなくても改めて預金調査をして、やっぱりありませんでしたということが分かれば、追加で新しい分についても執行停止しています。逆に判明した場合は、新しく執行停止している分についても資力回復ということで、執行停止措置を取り止めまして、差押えというようなことをしています。
- **___委員** 昨年からやり始めたということですか。
- **収税課** 前にもやっていなくはなかったのですが、強化したということですね。
- **___委員** 分かりました。第2 段落目の、また執行停止した事案についても引き続き収入や預金調査などを行うなど取組を強化していくということですが、案件について、収入や預金調査はどれくらいの頻度で行っていますか。1 年に1 回なのか、どんなふうに行っていますか。
- **収税課** 課税の調査は1 年に1 回です。
- **___委員** 執行停止は財産調査でしましたとすると、それから3 年間あるのですが、これはいつの時点でののですか。
- **収税課** 課税資料調査は1 年に1 回、毎年最新の情報で市民税課、課税課の方で年次で資料を整えているので、そのデータを確認しています。

- **___委員** 文書の確認なのですが、また、執行停止した事案について収入預金調査などを年1回の課税徴収に併せて行うなど、取組を強化しているという表現ですか。
- **収税課** そうですね。
- **___委員** ということは、この文章は今まではやっていなかったということなのか。要するに今年度改善した点を挙げているので、執行停止をした事案に対しても収入や預金調査などを行うなど取組を強化しているという表現は、前はやっていなかったけどやったというのではないのですか。頻度を多くしたということですか。
- **収税課** 以前からやっていたが、特に、平成26年度の評価を受けて強化したということです。
- **___委員** 年に1回であると強化になっていないのではないですか。
- **収税課** 以前は収入状況の確認のみでした。評価を受けて、収入状況だけではなく、他の預金や生命保険も対象にしました。
- **___委員** 収入に加えて預金の調査を行うなど、取組を強化しているという表現になりますね。分かりました。そういう強化だということが分かればいいと思います。さらに、今年度から滞納者が死亡している事案について、課税課との連携の中で、相続人調査を始めとした共有者情報の整理を、専任の職員を配置し、対応に当たっているということですが、結局何をやったのかを教えてください。
- **収税課** 死亡している方に対しての、その名義の課税の部分は、相続人の方に調査して納税義務を承継させて、相続人の調査をするという仕事と、それを踏まえて、相続人に対して案内状を送るという業務を、主に資産税課と共同で行っているということです。
- **___委員** これは今年度からやったのですよね。今まではやっていなかったのですか。
- **収税課** やってなかったわけではなく、これまでは専任の職員というのはいなくて、案件ごとに個別に行っていました。しかし、効率が悪く、どうしても片手間になってしまっていました。件数が多く、本格的な対処が厳しい状況があったので、専用の職員を1人配置して、一般の徴税業務とは分けています。
- **___委員** 今までは片手間になりがちだったところに専任職員を配置して、死亡した場合の相続人調査等を体系的に行うようにしたということですか。今までもやってなくはなかったけれども、漏れとかはあったのですか。
- **収税課** どうしても手間がかかりますし、一般の徴税吏員が案件を持っている中で優先順位を付けると後回しになり、進まなかったところがありました。1人人数を増やして、その者に一般の徴税吏員が依頼するという形で件数が増やせるのかなと期待されている状況です。
- **___委員** 専任するほどの業務量があるのですか。
- **収税課** 不動産は共有で持っている方がいて、滞納している方では、共有者に対しても納めてくださいと通知したり、共有者も含めて課税催告をしたりして、皆さんに対して財産調査を行うとなると、業務量があります。
- **___委員** 共有者も徴収できるのですか。
- **収税課** 連帯納税義務を負う形になりますので、課税課のほうで、通常は跡取りとか、1人の方が代表者になっていて、納付書などをお送りしています。
- **___委員** 固定資産税とかですか。

- **収税課** そうです。ただ、滞納していると、代表者だけに送るのでは処分上不十分という形になるので、もちろん滞納者の方に納付していただくのが一番ですけれども、それが難しい場合は、共有者に告知していく、そういった対応も含めて専任の者にやってもらっています。
- **___委員** 預金調査というのは、所在している市町村だけでなく、市町村外からも調べているということですか。住所の所在地、水戸市なら水戸市内の銀行を調べているということですか。
- **収税課** 基本的に、所得がある方に関して、給与振込等、そういう部分からできるだけポイントを絞って調査しているが、分からない場合は主要な銀行に調査を出させていただいております。
- **___委員** 水戸市全体に調査をするというわけではなくて、本人が申告しているところだけということですか。
- **収税課** 銀行には迷惑がかかるが、分からない場合は主要な銀行を調べさせていただいております。
- **___委員** 他にあると分からなくなっちゃうということですね。
- **収税課** そうです。
- **___委員長** そろそろ判定の時間です。滞納が生じたらなるべく早い段階で滞納整理事務を行うようにしている。財産調査と死亡者等についても進んでいると理解された。いかがいしましょうか。そうしますと改善が実行達成されつつあるということですが。
- **___委員** 去年の委員会の意見を見ていただきたいのですが、第3段落目、不納欠損の中には分納したりして時効中断したりするもの、差押えで強制徴収するもの、執行停止は3年くらい置いてみてみようというものですが、その手続を経ない未処理案件が去年あったんですが、これはもうないということですか。
- **収税課** ないように目指しているが、課税資料も含めて調査しているが、優先順位として申告、所得の方が復活しているものがあれば真っ先に調査をしますし、そういったものが全く出てないけれども執行停止した後に新しく未納が発生しているものについても、預金調査など財産調査を実施しているのですけれども、そのような順番があります。
- **___委員** 未処理案件はないということですか。あるいは問題がありそうだとか。
- **収税課** 執行停止をしたものに関して。
- **___委員** 差押え、執行停止が増えたのは分かるが、増えたということは未処理案件がなくなったってということにつながるのですか。
- **収税課** 少なくなっているのは間違いないのですが。
- **___委員** やっぱり未処理案件はあって、やむを得ないものですか。
- **収税課** 減らさなきゃいけないものと認識して、減らしているのは事実ですが、まだゼロではないです。
- **___委員** ゼロになる方向で進めているのですか。何かネックがあるわけではないですか。
- **収税課** 減らしていきながらゼロに近づけていければと思っています。ネックは、まだ件数が多いということにあります。
- **___委員** 未処理案件の件数が多いのですか。

- **収税課** 滞納者が多いです。
- **収税課** 全く手を付けなくて5年間そのままにして時効というケースもあったが、早い段階で催告して、滞納処分なり執行停止なり、分納なり、そういった措置を滞納者と話をしながら進めている状態で、委員がおっしゃったように、地方税法第18条の漫然時効、全くゼロではないですが、少しでも減らそうと努力しているところです。
- **委員** 去年の評価からの取組が充実しているということであれば、それはそれで評価したいと思います。
- **収税課** 早期に対応して取り組みたいと思います。
- **委員長** 今の議論も含めて、いかがいたしましょうか。改善があり、方向性もあるということですので、評価終了でよろしいでしょうか。まだ、未処理案件等の件数が絶対的に多いということで、減少すべく改善をしていって注意をさせていただいて、評価終了と判断させていただきます。ありがとうございました。次も同じ収税課ですけれども2番目、国保滞納整理事務、簡略に御説明をお願いします。
- **収税課** 国保税の収納についても私から説明申し上げます。市税と共通の点がありますが、国保税も市税と同じく早期の段階で催告書送付をし、納付相談がないものについて速やかに財産調査、市税と同様に行っています。件数は、先ほど方向性を示して報告しましたとおりでございまして、滞納事案の整理の強化をしているところです。執行停止した後の調査についても、同様に課税課の方の調査、預金調査を実施しているので、死亡者や相続人調査についても、同じ専任の者が、国保税の滞納についても行っている状況です。
- **委員長** 委員の皆さんの御質問があればお願いします。
- **委員** アドバイザー派遣事業をしているということですが、アドバイザーというのは誰に対してアドバイスするものですか。
- **収税課** 収税課と国保年金課の両方を対象に、アドバイスしていただいている。
- **委員** アドバイスというのは、徴収のやり方とかですか。
- **収税課** 課税のことも踏まえてです。自治体によっては、水戸市も以前はそうでしたが、市税と国保税は全く課税と徴収が別だったり、一体的に市税の課税徴収とは別に、国保年金課に徴収部門があったりというところも実際ありました。課税、給付、収納、トータルで調査して、県の方でアドバイス事業を行っています。水戸市では課税課と収税課が別れているので、両方をアドバイスしていただいています。
- **委員** アドバイザーが来てということですか。
- **収税課** アドバイスを受けています。先月も行っていきます。
- **委員** それで成果はありましたか。
- **収税課** 国保年金課でも協力していただいて、社会保険に入っているのにもかかわらず、脱退の手続を届出しないで国保の課税もそのままにされちゃっているし、保険証も送られているし、納付書が届いても構わないし払わないという、以前から問題になっていたような方がいます。国保年金課と色々な方法で、この方は脱退しているじゃないかという疑いの人には、脱退の勧奨をしていただいて、不要な課税をしないで済ませるということをするということで、元々課税しなくていい人が滞納額の分母としてあったので、そこを解消することで協力してもらってきました。アドバイザーにもっと踏み込

んでやりましょうということでアドバイスを頂いている。

- **___委員** 分かりました。
- **___委員長** 先ほど出た案件の蒸し返しになるが、差押えや執行停止の手続を経ない未処理案件が前年度に指摘がありまして、今年度はそれを解消していくということが書いてありますけれども、これもまだ、数、金額、件数はどういう状況でしょうか
- **収税課** 国保滞納者は所得がなくても課税されますし、一度執行停止しても新たな滞納ができて、また払えなくて滞納というパターンが多いです。そうすると、再度その方の申告所得額が増えていないか、増えていたら勤務先とか振込先の銀行を調べていたり、所得がなくても、主要銀行だけでも預金を調べたりという調査を行っています。割と新しく発生するので、執行停止したのをそのまま放置する期間に新たに滞納が発生するので、再調査する頻度が高い状況です。
- **___委員長** 再調査をちゃんとやっているというふうにとれますが。
- **収税課** 逆に言えばそうですね。
- **___委員長** いかがでしょうか、よろしいですかね。同じパターンなので、私の判断では同じように、未処理案件の問題もありますけれども、改善に向けて努力され、一定の成果もあるので、評価終了でもいいかなと思うのですが、よろしいでしょうか。それでは、この案件についても、問題全部解決というわけでもないですけども、認識した上で、評価終了とさせていただきます。

次は、具体的な滞納整理事務ではないが、延滞金、会議の冒頭で、昨年度は延滞金について結構議論したということで、今年は不納欠損なのでですけども、昨年度議論した延滞金の徴収についても御報告いただけるということですよ。一応評価の対象になるということで、委員会から指摘があった案件についてどのように取り組まれたのか、収税課から説明していただいて、我々が判定するというので、御説明をお願いします。

- **収税課** 昨年度の評価を踏まえて、収税課が収納対策本部の事務局になるので、収税課で関係各課に調査しました。調査結果としては、実際に介護保険料と国保後期高齢者医療保険料については既に延滞金徴収を実施しているということなのですが、他の公債権の所管課は実施していないということでした。その理由は、徴収できるシステム環境ではないということが主な理由です。各課で管理している公債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権があるのですが、今回収納対策本部では、既に延滞金徴収している税とのシステムの類似性、今後の要件を総合的に踏まえて、保育所保護者負担金と、家庭的保育事業等保護者負担金の延滞金のシステム環境を整備していくということで、今後の対応方針として検討しました。これまで延滞金については徴収をできていなかったもので、これから徴収していくとなったときに、ベースになるのはシステムなのですが、やはり徴収する個々の職員が徴収できるノウハウを備えていかなければなりません。そこは収税課が、既に先行して延滞金を徴収しているので、職員が連携して、システムを含めた形で対応していこうと思っております。
- **___委員長** ありがとうございます。御質問等ございますか。
- **___委員** 延滞金の徴収についてという資料に、調査対象科目が10個あるが、これで全部ですか。
- **収税課** 公債権というくくりで言うと、非強制徴収公債権も含めるとかなりあるので

すが、今回は強制徴収公債権と前回延滞金の徴収についてということで、平成 26 年度に評価対象となった事務事業の債権を優先しました。

- **___委員** 優先したものの以外で、ここに挙げても良かったものは何かありますか。
- **収税課** 公債権としては、他にもあります。例えば、生活保護者返還金は非強制徴収公債権です。
- **___委員** その中には強制徴収公債権もありますよね。
- **収税課** 水戸市の債権管理マニュアルの区分では、非強制徴収となっています。債権管理マニュアルに記載されている強制徴収公債権については、今回調べてあります。
- **___委員** 昨年から比べると格段の状態だと思います。既に延滞金を取っているのは、後期高齢者医療保険料と介護保険料の二つということですか。
- **収税課** はい。
- **___委員** 実際徴収しているのですか。例えば減免したりもしているのですか。
- **収税課** 原則として徴収、減免に該当するのは減免しています。
- **___委員** その他のし尿処理手数料や墓地管理料、農業集落排水施設使用料、下水道事業受益者負担金等は、本来取れるけれど取っていないということですか。
- **収税課** そうです。
- **___委員** 今後延滞金を徴収するのは、幼児教育課の保育所保護者負担金と、家庭的保育事業等保護者負担金の二つだけになるのですか。
- **収税課** 延滞金の徴収になると今は全く取っていないので、ノウハウやシステムも必要になりますので、収税課でノウハウを提供しながらシステム改修も含めて対応していこうということが今年始まりました。収税課の職員もシステムに精通している人は限られており、そういう中で対応しなくてはならないため、強制徴収公債権の中でも優先順位を決めて、最終的に幼児教育課の債権から始めることになりました。
- **___委員** 幼児教育課が取り組みやすかった理由は何ですか。
- **収税課** 幼児教育課については、調査した結果、収税課とベースが一緒で、e-SUITE という基幹システムで二つとも強制徴収債権です。また、毎月債権が継続的に保育料として月々発生するので、調定額も大きいものを優先したほうがよいということで、幼児教育課を優先しました。
- **___委員** 2 ページ目に調査項目とあって、延滞金の表記がありますが、これはどういった意味ですか。
- **収税課** これは、現行のシステムでそれぞれこういった業務ができていくかどうかという調査の結果です。
- **___委員** システムの項目をチェックしたのですね。時効の管理は介護保険課と国保年金課以外は×となっていますが、これはどういう意味ですか。
- **収税課** 今現行のシステムの中で、例えば衛生管理課のし尿処理や下水道にしても×とありますが、これはし尿処理手数料を管理しているシステムが e-SUITE で、これはそのシステムの中で債権としての時効管理ができていないのです。
- **___委員** システムでできていないのですか。時効管理はどうやっているのか。
- **収税課** 台帳で、手でやっているということですか。
- **___委員** 期間が来れば不納欠損にしているということですか。

- **収税課** そういふことです。実際に延滞金を徴収するとなると、時効管理とか、延滞金の明細も表示できないとならないし、トータルでクリアできないと、本来徴収しなくてもいい延滞金まで取ってしまったたり、取らなければならないものを取らなかつたりということが発生してしまいますので。
- **委員** 幼児教育課は、×が○になるのですか。
- **収税課** はい。今後システムの改修によって、○にしていこうとしています。
- **委員** プログラムされているのですか。
- **収税課** 具体的にはこれから業者と連携して調整していくのですけれども、幼児教育課の e-SUITE を調整すれば足りるのか、新しいパッケージが必要か、協議していきます。
- **委員** 介護保険課は同じ e-SUITE を使っているのですか。
- **収税課** 介護保険課は e-SUITE なのですが、e-SUITE は基幹システムの名前なんです。e-SUITE の中でも、収税課のように収納管理システムや滞納管理システムがあれば管理できるが、入っていない状態でどこまでできているのかなと調査して、その結果がこういう結果でした。現在は収納とか滞納とかの管理ができていないので、それを今後管理していくような形にしていくのに、システム改修を含めてこれから協議したいと思っています。
- **委員** これから協議ということは、いつまでにできるかはまだ分からないということですか。
- **収税課** 大まかに言いますと 8 月、9 月に協議して、平成 28 年度の予算要求をして、平成 28 年度に改修、平成 29 年度から延滞金を徴収できるようにしようと考えています。ただ、具体的には、これから打合せがあるので、それから詳細な日程は出ると思います。
- **委員長** お金を払えばできそうな感じがしますが、どうでしょうか。
- **収税課** システムの点ではそうなのですが、今まで取っていなかった延滞金を取るということで、収税課の方でも職員のノウハウも提供していかなければいけません。延滞金だけでなく、ベースにあるのは債権の元金の部分を回収していかななくてはならないということですので、システム改修するなら、延滞金だけを取れるシステムというわけではなくて、強制徴収公債権であれば、処分等もできるようなものに改修しなくちゃいけないと考えております。
- **委員長** いかがでしょうか。評価をしていこうと思います。議論の中でも昨年度に比べたら格段に進歩しているという話がありましたが、システムの導入とか改善とか、それを踏まえて延滞金を取るようにするとか、延滞金の徴収については評価の終了でいかと思いますか、どうでしょうか。
- **委員** 確認なのですけれども、ここに書いてある対象科目のうち、主には強制徴収公債権が最初に来ないといけないのですが、その後、非強制徴収公債権やし尿処理手数料も延滞金を取るようにしていくのですか。
- **収税課** そうです。地方自治法も、水戸市の延滞金徴収条例もあるので、やらないとは言えないです。
- **委員** 本来なら、今から全部やってもいいぐらいの話です。
- **収税課** そのとおりです。
- **委員** 準備状況とか説明とか、説明も本来必要ないのですが、取らないことが悪

いことになるのですが、何年くらいで全部準備できますか。

- **収税課** まずは、今回、平成 29 年度に幼児教育の債権を実施して、平成 28 年度に環境を整備して、平成 29 年度から徴収するという予定でいます。
- **___委員** 方針が固まったのはいつですか。
- **収税課** 方針は7月の時点です。
- **___委員** 平成 27 年度から方針を決めた。だから、予算がまだできていなかった。
- **___委員長** 平成 28 年度に予算を取ると。
- **___委員** そして平成 29 年度から延滞金を取るということですね。その後、幼児教育の二つを取るということですね。
- **収税課** そうです。事例を作って、その後、強制徴収公債権については翌年度、翌々年度くらいまでには実施していきたいなと思っています。
- **___委員** 本来なら今すぐにでもやらないといけないのですが、段階的にでもやむを得ないということですね。御尽力ください。
- **___委員長** どうでしょうか。様子を見るか、大分明確になっているのですけれども、まだ中身を見ていないので、計画書は見せてもらったことになりましたが。
- **___委員** 調査対象項目を広げることは考えていますか。条例を読むと、これ以外のものもあると思うのです。そういうことも含めて引き続きやるということで。
- **収税課** 今回やった調査というのは、現在のシステムがどこまで徴収できるかを調べたということなので、調査した債権以外は全て非強制徴収公債権なのです。その中で、実際に延滞金を取れるようなシステムを使っている課があるかと言われれば、ないに等しいと思います。
- **___委員** 手作業でやれば、延滞金はすぐに取りれるのですよね。
- **収税課** ただ、今取っている収税課のノウハウ提供とか、非強制徴収公債権だと、最終的に債権の手続を取るためには裁判の手続が必要です。そうすると、本税、元金の部分を取ることも含めて考えると、裁判所に訴訟とか申出ができる環境を作らなきゃいけなくなりますので、その辺りも含めて連携を取ることを考えています。
- **___委員** これ以外に広げて調査することは、今のところ考えていないということですか。
- **収税課** システムの状況の調査に関して、これ以外は同じような結果が得られると考えています。
- **___委員** 私は全体像が分からないので、これはほんの一部なのか、網羅しているのか分からないのですが。
- **収税課** 今回はあくまでも強制徴収公債権のみです。
- **___委員** 強制徴収公債権で、ここに書いていないものはありますか。
- **収税課** 強制徴収公債権で水戸市の債権管理マニュアルにあるものは全て入っている。収税課のシステムは徴収に特化したシステムなのですが、他の課は独自のシステムが入っていますし、基幹システムが e-SUITE になっていても、事業の管理が主になっていて、債権の収納が付属して付いているものだったりもするんです。ですので、強制徴収公債権であれば収税課のようなシステム導入も考える、非強制徴収公債権であれば裁判手続等も踏まえてシステム環境整備もしていかなければならないと考えています。

- **___委員長** では判定に入っていきます。システム改変のための勉強と、延滞金徴収のノウハウが習得されていないので、それを習得する課題が残っているということで、改善継続ということにしたいのですが、いかがでしょうか。
- **___委員** 継続だと思うのですが、範囲をどこまでするかというのを明確にしていけないといけないと思います。要するに、延滞金の徴収というのは公債権全部までやるのかというところで、どうでしょうか。
- **収税課** 延滞金の徴収というのは、法令上もそうなのですが、公債権全部にとって延滞金を徴収しないといけない。現在の水戸市の徴収条例などを考えると、延滞金徴収しなければならないのです。ですので、委員がおっしゃったように、強制徴収公債権と非徴収公債権、全ての延滞金を今後徴収していく必要があるということだと考えています。
- **___委員** そうですね。段階的にやっていくというのであれば、いつまでに導入していくのか、ある程度明確にしないと終われないと思います。
- **___委員長** 目標設定と達成度というのが分かるような形が必要ということです。
- **収税課** 強制徴収公債権について、幼児教育課の債権を達成した次の段階として、他の強制徴収公債権についても延滞金徴収ができるようにシステムを増築するとすると、予算編成も考えて、2年程度はかかると思います。
- **___委員** 2年で全体が終わるということですか。
- **収税課** そこから更に2年程度かかると思います。
- **___委員** 延滞金の徴収が全てできるようになる。
- **収税課** 強制徴収公債権の中で考えると、幼児教育課をやって、その後で2年で強制徴収公債権については延滞金徴収できる環境を整えたいと思います。非強制徴収公債権については、その後の段階で実施していこうと考えております
- **___委員長** 今のようなプランニングも含めて、強制徴収公債権から始めるということも含めて、計画とシステム改修、延滞金徴収にかかる実践的な技法の習得をやっていただくということで、改善継続でよろしいか。以上で延滞金徴収に関しては終了しました。ありがとうございました。

それでは一旦休憩ということで、14時55分からでよろしいですか。では、休憩をとります。

〔休憩〕

- **___委員長** それでは再開したいと思います。次の審議、市営住宅家賃等滞納整理事務となります。概略を御説明をお願いします。
- **住宅政策課** 市営住宅家賃等滞納整理について説明いたします。資料の4ページ、昨年度の総合評価におきましては、市営住宅家賃等は強制執行を始め、督促、催告書の送付、訴訟の提起などの滞納整理手段をおおむね適切に処理しています。特に今年度からは指定管理者制度の導入により、滞納整理事務についても督促、臨戸訪問等を指定管理に委託しております。しかしながら、住宅の明渡し請求や法的措置、連帯保証人に対する納付指導の強化を図ることとし、「見直しの上で継続（手段を改善する）」としています。なお、「指定管理者からの提案を活用するなど連携を強化することとする。」との評価を受けまして、見直しの上で継続となっています。そのため、改善目標としまして4

ページの5番ですけれども、一つ目、納付の利便性の向上に向けて、ゆうちょ銀行及びコンビニにおける納付の導入、二つ目、債権管理の適正化に向けて連帯保証人に対する納付指導、三つ目、住宅の明渡し請求等法的措置の強化を図る、四つ目としまして、指定管理者からの提案を活用するなど連携の強化を図るという目標を設定しております、1番目、ゆうちょ銀行及びコンビニにおける収納は、平成28年度当初の導入を目指してシステム改修等の準備を進めています。2番目、連帯保証人に対する納付指導は効果的な手法を検討しており、今年度早いうちに実施することとしております。3番目、住宅の明渡し請求等の法的措置は、これまでの訴えの提起に加え、新たに即決和解を勧める事務手続を検討しており、本年度後半からの実施を目指しています。4番目、指定管理者とは毎月の連絡会議や担当者会議等を通じ、情報の適正管理の実施について連携強化を図っています。説明は以上です。

- **___委員長** 御質問等あればお願いします。
- **___委員** 連帯保証人に対する納付指導は効果的な手法を検討しており、今年度早いうちに実施するということですが、効果的な手法を検討していて、まだ決定していないのですか。
- **住宅政策課** 今まで未着手でしたので、いきなり始めても指定管理の業務量の急激な増大になってしまいますので、とりあえずは分納に応じないような、お話がこう着している23名の方の連帯保証人が26人いるのですけれども、そちらの方に対して指導通知ということで、決裁はしておりますので、後は時間の問題という状況です。今後は、3か月滞納したらそれをやることになっておりますので、状況を見て、3か月に一度、年4回、指導通知を発送したいと考えております。
- **___委員** 別紙3ですが、平成26年度調定額6億2千万円、収入未済額5億8千万円ということで、6.2%しか徴収していないということですよ。逆に言うと94%はどういう状態なのですか。
- **住宅政策課** 調定の仕方ですね。市営住宅は、本来は毎月納付書を発行するのかもしれませんが、半年に一度納付書をお送りして、4月と10月、半年分をお送りしている状況です。調定は4月と10月の年2回です。去年アンケートをとりまして、利用者の方々が今のやり方が一番いいというので大方の意見を頂いているので、今後も続けていこうと思っております。
- **___委員** 調定は2回でよい。収入が入っていないのが5億8千万円ということですよ。94%はどうなっているのですか。調定したのに入っていないのですか。
- **住宅政策課** 4月に調定したので。年2回調定しますので、ちなみにどこの部分ですか。
- **___委員** 別紙3です。
- **住宅政策課** 過年度分ですね。要するに、その年度よりも前の積み残しですので、それについては滞納されて残っているものなので、基本的には入居している人には現年度の家賃を優先的に払っていただいて、過年度分は分納という指導でやっております。
- **___委員** 現年度優先ですね。
- **住宅政策課** そうですね。どうしても過年度分が残ってしまいます。
- **___委員** 94%が入っていないのは、現に住んでいる人がいて、滞納しているが、滞

納している中でも現年度分払ってもらって、過年度分は払っていないのが94%ですか。

- **住宅政策課** そうです。
- **___委員** 出て行って払っていないというのもあるのでしょうか。
- **住宅政策課** はい。これからの課題として、指定管理者と協議している段階です。
- **___委員** 住んでいない人がやっぱりいるのですね。
- **住宅政策課** いらっしゃいます。2億8千万円ばかりは退去者の滞納になります。
- **___委員** 半分くらいは、退去者ですね。半分くらいは住んでいて、今年の分を払ってもらっているけれども、前年度からのが残っているという状況ですか。
- **___委員** そうですね。では不納欠損の内訳を教えてくださいませんか。130万円が55万円と、一昨年から昨年激減していますが、内訳はどうなっていますか。
- **住宅政策課** 3名だったのでしょうか、不納欠損はしていますが、始まったのが平成24年度からで、その前は1千万円前後ありました。しかし、まず入居している人は取りたいので、一応不納欠損にはしていません。退去した方は、債権管理条例でいいますと、自己破産した人、時効完成の人です。ただ機械的に5年経ったからと言って、債権放棄してなくて、本人が亡くなったか行方不明プラス連帯保証人も亡くなったか行方不明で、どうしようもない人に対して不納欠損にしております。たまたま去年は少なかったということで減っております。
- **___委員** たまたまですか。不納欠損するのはいいが、放棄しているのですか。
- **住宅政策課** 債権放棄は議決が必要ですので、その上で不納欠損にしています。
- **___委員** 議決じゃなくて、債権管理条例を使ってやっているのですか。
- **住宅政策課** 議会に報告もしています。
- **___委員** 債権管理条例の議会の報告をしている理由は何ですか。
- **住宅政策課** 先ほど言いました自己破産か消滅時効の完成です。ただ、亡くなっているか行方不明かじゃない方にはやっております。
- **___委員** 時効中断もやっていますか。
- **住宅政策課** はい。分納もさせていますが、その時点で時効中断しています。
- **___委員** 5年間漫然と何もせず、時効完成していることはないということですか。
- **住宅政策課** 出ていった人は仕方がないが、入っている人は必ず臨戸訪問しています。臨戸訪問しても全然反応していないのが、先ほど申しました23名の方というふうになっています。
- **___委員** 即決和解と支払督促というのは、件数が上がっているのですか。
- **住宅政策課** 即決和解は過去に一度やっていますが、職員も変わってしまっていますので、事務について精査している状況です。支払督促は、債権管理条例を作った時に一緒にマニュアルは財政課で当時作成しましたが、水戸市全体で実績がないのです。マニュアルを作ったけれども実績がないので、今年から住宅政策課が中心になって実行していくことにしております。
- **___委員** 訴えの提起自体はあるのですか。
- **住宅政策課** 平成25年から毎年やっておりますので、7件ほどあります。
- **___委員** 累積ですか。
- **住宅政策課** 累積です。

- **___委員** 新たに即決和解とか支払督促とかの手続をやるということを進めているということですね。支払督促などは病院などでもやっているの、これは非常に良いのじゃないですか。分かりました。
- **___委員長** 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では評価に入ります。お伺いした限りでは改善されているということで、評価終了でいいのかなと思っていますが。
- **___委員** 指定管理が去年から始まっていますが、特に課題なんかはないですか。
- **住宅政策課** それは収納に関してですか。
- **___委員** まず収納に関してです。
- **住宅政策課** 特にそういうようなものはなかったのですが、去年の10月アンケートを行って調査をやったんですが、その時の満足度みたいなものも8割方良好ということだったので、特にはないと認識しています。
- **___委員長** それでは改善ありということで、評価終了という判定にします。以上です。ありがとうございました。
では次に、農業集落排水施設使用料滞納整理事務について担当課からお願いします。
- **農業環境整備課** 農業集落排水施設使用料滞納整理事務については、昨年の評価で、消滅時効を中断するために納付誓約書の徴取を強化するほか、滞納理由の整理を行うべきであるということで、見直しの上で継続となりました。そのため、改善目標として、債権管理の適正化に向けて積極的に臨戸訪問を実施して、具体的な滞納理由を把握するとともに、納付誓約書の徴取を強化することとしました。具体的な方法は、月末締めで訪問状況をまとめまして、滞納者類型化作業を進めるとともに、臨戸訪問におきましては早期滞納者には産業経済部の管理職を割り当て、長期滞納者には専門の嘱託員を割り当てた配置を行っております。今後は生活困窮者の実態把握に努めるとともに、極少数の納付意識に問題のある方について、誓約書の取り付けを図っていきたいと思っております。
- **___委員長** 御質問、御意見があればお願いします。聞き逃したかもしれないのですが、積極的に臨戸訪問で、料金を払ってくださいと指導ということなのですが、昨年度に比べてどの程度、どのくらいの頻度で行ったのか、改善があれば教えてほしい。
- **農業環境整備課** 対応する者を変えました。長期的に滞納されている人については、専門の嘱託員を月1回くらい、継続的に臨戸訪問を行っている。あとは、滞納額が少ない方については、産業経済部の管理職で回っています。実際には、月1回まではいかないが、前年分に比べて、数は増えていると思います。
- **___委員長** 臨戸訪問は効果的ですか。会っていただけていますか。
- **農業環境整備課** どうしても支払えない人は、今月来月に支払うという約束をして、継続的に臨戸訪問しまして、信頼関係が出来上がっていると判断しております。
- **___委員長** 具体的な滞納理由というのもデータを集めていると思うのですが、どんな理由がありますか。
- **農業環境整備課** 滞納理由ですが、分類しましたのは納付忘れが54%、納付期限を忘れていて、そういう方には臨戸訪問で行くとすぐ収めてくれるのですが、後は生活困窮者34%、納付意思の欠如が3%、納めないという人は人数にしますと5人、他には所在

不明といたしますか、籍はあるのですけれども会えないという方が7%、死亡により分からなくなっている方が2%というような内訳です。

- **___委員長** 納付忘れということは、何か手段は取れるような気がするのですけれども、何かお考えがあれば教えていただきたいなと思います。
- **農業環境整備課** 毎回忘れないでくださいとは伝えているが、2か月に1回の隔月徴収なので忘れてしまうようなので、可能であれば、納付月に市報等に載せてしていくような方法も考えられるのかなと思います。
- **___委員長** 引き落としみたいな方法は、元々採っていないのですか。
- **農業環境整備課** あります。
- **___委員長** 利用者が少ないのですか。
- **農業環境整備課** 引き落としができなかったということです。引き落としができなかった方も納付忘れに入っています。臨戸訪問するたびに、引き落としのお願いはしているが、なかなか、口座にお金を入れられない理由がある、なかなか進まないという状況です。先ほど説明が足りなかったのですが、前回、納付誓約書を取るというのがありましたが、実績としまして平成26年度が3件、平成27年3件の誓約書を貰っております。
- **___委員** 確認ですが、今年の滞納整理の理由は整理されていないのですか。月末締めで訪問状況をまとめたというのは、今年からですか。
- **農業環境整備課** 正確にまとめたのは今年からです。
- **___委員** 去年はやらなかったのですか。
- **農業環境整備課** ある程度はやったのですが、情報が担当者で止まってしまっているものがあります。
- **___委員** 課内では共有してはいなくて、今年から共有したのですね。管理職割り当てして処分の分担をして、誓約書も引き続きやっているということで、誓約書の徴取を強化したってことはあるのですか。
- **農業環境整備課** しばらく、2、3年ゼロ件という年が続いていたのですが、昨年から復活した形です。
- **___委員** 3件というのは何人の中の3件ですか。
- **農業環境整備課** 対象者を何人から取れるかということになってくるのですけれども、生活困窮やそういった人から100%取っても、生活困窮だと結局溜まる一方になってしまうので、支払い能力を見極めながらということになるので、分母がどのくらいかというのははっきり言いにくいです。
- **___委員** 分母は178人となっていますが、滞納者数というのはそのうち3名ですか。
- **農業環境整備課** 滞納者数は178人です。平成26年は3名から誓約書を書いてもらっています。
- **___委員** 平成27年度は3名、その3名は同じ人ですか。
- **農業環境整備課** 違う人です。
- **___委員長** 累積6名頂いたということですね。
- **農業環境整備課** そうです。
- **___委員** その6名をもっと多くすることは難しいのですか。
- **農業環境整備課** その見極めは、生活困窮者からどの辺で判断するか、払えない方と

というのは溜まる一方で、判断が難しいです。

- **___委員** 伸ばす余地はありますか。
- **農業環境整備課** 伸ばすつもりではいるのですが。
- **___委員長** 納付誓約書を取っても納付するとは限らないので、どんどん伸ばしていくのか、それとも見極めるのが大変なら、滞納者全員にお願いしますと持っていくという方法もあるかもしれません。誓約書を取ったからといって、業績上がったという意味ではないです。
- **___委員** 別紙3の不納欠損の98万円の内訳はどうなっていますか。
- **農業環境整備課** 基本的には落とすのは、生活困窮の方だけです。
- **___委員** それは何で落としていますか。免除か何かしているのですか。
- **農業環境整備課** 時効です。免除は生活保護等の場合に限られています。
- **___委員** 時効は何年ですか。
- **農業環境整備課** 時効は5年です。
- **___委員** 時効の中断はやっていますか。
- **農業環境整備課** 時効の中断は基本的には誓約書対応です。
- **___委員** 5年じゃなく、途中で誓約書貰えば。
- **農業環境整備課** 中断させるための誓約書になっています。
- **___委員** 生活困窮者で時効を迎えるような人ということですね。
- **農業環境整備課** そうです。
- **___委員** 時効完成により消滅したので、不納欠損という方法を採用ということですが、これは無理だという時は免除するという事はありますか。
- **農業環境整備課** 今のところは困窮者に免除はないです。
- **___委員** 制度的にはないのですか。
- **農業環境整備課** 制度的には免除する規定があります。
- **___委員** 条例か何かがあるのですか。あるけれども使わずに時効にしているということですか。
- **農業環境整備課** 条例にあります。手元に条例を持ってきていないので正確なものとは分からないのですが、もしかしたら生活保護とか、限定している条文になっているかもしれないです。
- **___委員** なるほど。178人の内3人しか誓約書が取れないということは、他の人はかなり貧困ということですね。
- **農業環境整備課** 納付忘れが54%、178人の30%が生活困窮になります。
- **___委員** 60人くらいが生活困窮で、そのうち誓約書取っているのは3人。それ以外の生活困窮者に対しては免除しちゃまずいのですか。誓約書も取らなければ免除でもないというのはどういうふうになっていますか。
- **農業環境整備課** 時効で切れるまでは。
- **___委員** 60人くらいが生活困窮で、そのうちお金がある人は誓約書を取って時効中断するけれども、そのうち50人くらいは時効で行ってしまおうかということですか。
- **農業環境整備課** 今のところそんな感じです。
- **___委員** そういうことで良いのですかね。生活困窮でも書かせて、他は時効で5年

でなくす。もう少し踏み込んで、貧困の場合は早めに時効を待たずに免除するという判断はつかないのですか。

- **農業環境整備課** 今のところはそういう手段は行っていません。
- **___委員** お金があるなら取る、若しくは誓約書を書かせる、ないなら免除、というのが行政の基本的なスタンスだと思います。時効を使うのは趣旨が違うと思います。制度があるなら、早めに免除してしまって、あるいは取るということを進めてほしい。
- **農業環境整備課** 取るという方向ではいるが、実際はなかなか徴収できないというのが現状です。
- **___委員** それはお金がないわけですね。ないのなら免除すればいいと思います。
- **農業環境整備課** 口頭聴き取りなので、正確な資力調査、客観的なものが実際できていないのです。
- **___委員** 農業集落排水ですから、実際使っているわけですから、利用料金との関係がしっかりしているのですから、納めていただくのが基本ですよ。誓約書を取って納付してもらって、納付忘れていた人は置いていて、貧困の場合の対応が、はっきりしたものがないような。どこまで調べてというのが難しいのでしょうか。5年間温存してしまっただけで切るといってしまっています。
- **___委員長** 免除できる規定も調べてもらって、そうすれば無駄に臨戸しなくてもいいかもしれません。免除よりは時効の方が簡単だからという気もします。免除の規定も調査していただければと思います。他にございますか。では、評価に入らせていただきますけれども、臨戸訪問の回数、体制も強化し、納付誓約書についても昨年度今年合わせて累計6件、付帯事項として免除なのか時効なのかという、市の行政の在り方ということで問題もありましたが、改善は行われていると判断できるのではないかと思います。従って評価終了で、いかがでしょうか。
- **___委員** 免除とそれ以外についても、何らかの対応をきちんとされるというのを要望しておきますが、評価自体は終了でもいいのではないかと思います。
- **___委員長** よろしいでしょうか。付帯事項がつかまりましたけれども、改善達成ありということで、評価終了とします。ありがとうございます。それでは本日の議事は以上となります。事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いします。
- **事務局** スケジュールの前に、本日の会議録署名人の指名をお願いします。
- **___委員長** そうですね。___委員と___委員に会議録署名人をよろしくをお願いします。
- **事務局** それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。今回は、8月31日午後1時30分から、同じく本庁舎前プレハブ会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。次回とその次の9月2日水曜日の2回にわたり、平成27年度対象事務事業について、今後、委員の皆様から頂きます答申案を基に審議を行いたいと考えておりますので、8月25日火曜日までに答申案を事務局に提出いただきますようよろしくお願いいたします。今後のスケジュールにつきましては以上です。
- **___委員長** ただ今、事務局から説明のありましたスケジュールについて、何か御質問等ございますでしょうか。それでは、以上をもちまして、第4回の委員会を終了いたします。ありがとうございました。